

京都府高等学校体育連盟柔道専門部規約

第1章 各称及び事務局

- 第1条 本部会を京都府高等学校体育連盟柔道専門部という。
- 第2条 本部会の事務局は専門委員長（以下委員長という）の勤務校におく。

第2章 目的

- 第3条 本部会は京都府高等学校柔道の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本部会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 高等学校生徒の柔道大会の開催並びに研究指導
 - 2 その他、部会の目的達成に必要な事項

第4章 組織

- 第5条 本部会は京都府にある高等学校で柔道部設置校の顧問委員（委員会という）をもって組織する。

第5章 役員及び任期

- 第6条 本専門部に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1 部長(1名) | 2 副部長(若干名) | 3 顧問(若干名) |
| 4 相談役(若干名) | 5 監事(若干名) | 6 委員長(1名) |
| 7 副委員長(若干名) | 8 常任委員(若干名) | 9 総務(若干名) |
| 10 競技(若干名) | 11 研究(若干名) | 12 強化(若干名) |
| 13 庶務(若干名) | 14 経理(若干名) | |

- 第7条 役員の任期は2か年とし留任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 役員を選出及び任務

第8条 部長は高体連会長より委嘱された担当校長がこれに当たる。部長は本部会を代表し会務を総括する。副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代表する。

第9条 委員長、副委員長は委員会で互選し、会務を執行する。

第10条 常任委員会は、部長がこれを委嘱する。但し、部長が必要と認めたときは一校より一名以上出すことができる。

第7章 会議

第12条 委員会は部長が招集し予算、決算、事業その他の重要事業を審議決定する。

第13条 常任委員会は委員長がこれを招集し、緊急を要するときは常任委員会で審議決定することができる。

第14条 委員会、常任委員会の審議決定は多数決によりこれを行う。

第8章 会計

第15条 本部会の経費は専門経費、登録料、参加料、その他の収入をもってこれにあたる。

第16条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 付則

第17条 本規約の改正は、委員会の決議のよって行うものとする。

第18条 本規約は昭和51年4月1日より施行する。